

川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町商店街（以下「商店街」という。）の空き店舗を活用した創業を促進するにあたり、交付金を交付することで、商業機能の充実や商店街を担う新たな人材の確保を図り、商店街の活性化に寄与することを目的として、川崎町補助金交付規則（平成29年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に抱える用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 本町に位置する1丁目商店街から3丁目商店街及び旧道の範囲とする。
- (2) 空き店舗 商店街等に所在し、店舗として貸借できる状況ながら商業活動が行われていない店舗とする。
- (3) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく中小企業者のうち、商店街に所在する空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結して、店舗経営を行う者とする。
- (4) 改装工事費 補助対象事業の実施に必要な空き店舗の内・外装工事費、機械装置・工具・器具・備品・什器等の設備費及び設備の設置に係る費用とする。ただし、増改築に係る費用を除く。
- (5) 補助金 商店街の空き店舗において創業を促進するための補助金とする。
(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、この事業を実施するにあたり、このほかの補助金の申請をし、交付を受けることができないものとする。

(補助対象事業者の条件)

第4条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる事項をいずれも満たす事業者であることとする。

- (1) 資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有しているか、又は有する見込みがあること。
- (2) 個人にあつては納期の到来した町税及び町に対する債務に関して滞納をしていないこと、団体（法人）にあつては国税、地方税及び町に対する債務に関して滞納をしていないこと。
- (3) 川崎町暴力団等排除措置要綱（平成24年8月告示第27号。以下「暴

排要綱」という。) 第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員等(以下「暴力団等」という。)でないこと。

(4) 前条第1項に定める補助金にあっては、次に掲げる創業支援事業を修了、又は終了する見込みであること。

ア 地域創業促進支援事業(中小企業庁)の創業スクール等

イ 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく認定特定創業支援事業の創業セミナー等

ウ その他、町長が認めた創業スクール等

(補助対象事業)

第5条 この要綱に基づき、補助の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、小売商業又はサービス業を営む事業とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める業種、社会通念上公序良俗に反する業種、宗教活動や政治活動を主たる目的とする営業を除く。

2 補助対象事業を営む場合は、1週間に40時間以上の営業を行い、創業から3年間継続して実施する計画を有すること。

3 原則として、当該年度内に補助金の交付申請から3ヶ月以内に事業を開始すること。

(補助対象経費等)

第6条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に係る経費のうち、改装工事費とする。ただし、同事業に国又は福岡県の支援制度を利用する場合は、補助率を減率する。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助金の種類に応じて別表1に定める補助率及び交付限度額以内とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請する者(以下「補助申請者」という。)は、川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業実施計画書(様式第1号の1)

(2) 創業・出店計画書(様式第1号の2)

(3) 団体(法人)にあっては会員名簿及び役員名簿(様式第1号の3)

(4) 団体(法人)にあっては定款、規約又はこれに類する団体の組織、運

営の方法等について定めたもの。

- (5) 団体（法人）にあつては法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 団体（法人）にあつては国税、地方税及び町に対する債務に関して滞納をしていないことを証明する書類
- (7) 個人にあつては住民票の写し（発効から3か月以内のもの）
- (8) 個人にあつては納期の到来した町税及び町に対する債務に関して滞納をしていないことを証明する書類
- (9) 空き店舗の一途及び平面図、状況写真等
- (10) 賃貸契約書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(審査及び補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、別に定める審査要領に基づき審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又、補助金の不交付を決定したときは、川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、前項の決定に条件を付することができる。

(事業計画の内容変更及び中止)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業実施計画変更等承認申請書（様式第4号）及び町長が必要と認める書類を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 町長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該事業の内容変更等について適当と認めるときは、当該補助事業者に対して川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業計画変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付の時期)

第11条 第9条に定める補助金を交付する時期は、改装工事が完了し、補助金交付申請時の目的に沿った開店を町長が確認した後とする。

(事業実績の報告)

第12条 補助事業者が補助事業を完了したとき、又は川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業実績報告書(全部・一部)完了届(様式第6号)に、次の各号に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業実施報告書(様式第6号の1)
- (2) 川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業経営状況報告書(様式第6号の2)
- (3) 補助金の対象となる経費の支払に係る領収書の写し
- (4) 改装工事における工事前後の写真
- (5) 事業開始(開店)後の状況写真
- (6) 作成したチラシ・ポスター等の成果物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査し、必要な調査等を行い、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業補助金(全部・一部)交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに請求書を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(報告等)

第15条 町長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、かつ、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項に規定する報告又は調査の要求があった場合は、速やかに応じなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、当該事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、規則第19条の規定により同条第2号に掲げるものについて町長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加

価格が50万円以上の財産とする。

- 2 規則第19条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の期間内に補助金の交付の目的に反して取得財産等を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する処分しようとする時は、川崎町本町商店街空き店舗における創業応援事業補助金による取得財産の処分申請書（様式第8号）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。
- 4 町長は、補助事業者が補助金の交付の目的に反して取得財産等を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

（暴力団等の排除）

第18条 町長は、暴排要綱の規定に基づき、排除措置を講じるものとする。

- 2 町長は、交付決定後に、補助事業者が第4条第4号に規定する暴力団等に該当するとわかったときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- 3 町長は、この補助金からの暴力団等の排除に関し警察への照会確認を行なうため、補助対象事業者又は補助事業者に対し、当該補助金の申請に関し警察への照会確認を行なうため、補助対象事業者又は補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

（交付の取り消し等）

第19条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- （2） 法令又はこの要綱に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が交付を行うことを不相当と認めたとき。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。